

## ■保険料の支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)ただし、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
  - (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
  - (3)新たに制度に加入された方の半年の期間
- ※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。  
※国民健康保険税の口座振替は自動継続されません。再度、財務課納税係へ申し出を行ってください。

## 新しい保険証は黄色です

### ■保険証が新しくなります(橙色→黄色)

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が、7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を特定記録郵便にて郵送(ポストに投函)します。  
・新しい保険証の有効期限は令和6年7月31日です。

## 新しい減額認定証および限度証は黄緑色です

### ■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)・限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(水色→黄緑色)

現在使用の水色の減額認定証および限度証の有効期限が、7月31日をもって満了となるため、引き続き対象となる方には、7月中に新しい保険証と一緒に、減額認定証および限度証を郵送します。新たに必要の方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、住民生活課国民健康保険係へ申請してください。

#### ◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	老齢福祉年金を受給されている方

#### ◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

#### 【問い合わせ先】

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ・住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112
- ・熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111